

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年11月20日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：ザンビア 担当：産業開発・公共政策部  
案件名：品質・生産性向上（カイゼン）展開プロジェクト

1 契約予定期間：2014年2月上旬～2016年1月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における品質・生産性向上に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年12月4日から2013年12月6日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年12月4日から2013年12月9日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年12月26日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：1月中旬
- (5) 契約交渉：1月中旬～1月下旬

5 業務の目的

<業務の目的>

本業務は、ザンビア国におけるカイゼン活動に係る組織体制の整備、カイゼン指導を行うコンサルタントが継続的に育成される仕組みの構築、およびカイゼン活動についての関心を促進するための情報発信能力の向上を目的とした包括的なマスタープランを作成するとともに、ザンビアカイゼン機構（KIZ）の能力強化のために必要な技術移転を行うことを目的として実施するものである。

<業務の背景>

ザンビア国の民間セクターは、少数の大企業と大多数の中小零細企業（MSMEs）で構成される。MSMEsの多くは地方部にあるため、大企業と比べて、利用可能な社会サービスや経済インフラに格差があり、生産性も低い。また、国内産業における競争は活発でなく、大企業が市場シェアを減らすことなく高い生産コストを販売価格に転嫁できる構造となっており、ザンビア国の産業全体が低い生産性に留まっている状況にある。

これに対し、ザンビア国通商貿易産業省（MCTI）およびその傘下のザンビア開発庁（ZDA）は、産業分野及びその他分野の生産性向上のため、カイゼン活動の運営組織であるザンビアカイゼン機構（KIZ）の立上げを決定し、我が国に対して、KIZスタッフの能力強化を目的とした開発計画調査型技術協力「品質・生産性向上（カイゼン）展開プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を要請した。

機構は、2013年2月に詳細計画策定調査団をザンビア国に派遣し、MCTIとプロジェクト枠組みについて合意するとともに、同年9月、本プロジェクト実施にかかる技術協力事業合意書（R/D）を締結した。

なお、KIZは、ZDAおよび同じくMCTI傘下のザンビア標準局（ZABS）により2013年10月に設立された。現在、MCTIにおいて、KIZの人員の確保や本プロジェクト実施に向けた準備が進められている。

6 業務の範囲及び内容

(1)業務対象地域

全国

(2)相手国対象機関

ザンビアカイゼン機構（KIZ）

(3)業務内容

<包括的マスタープラン案の作成>

- ア 事前準備（国内作業）およびインセプションレポートの作成
- イ KIZの組織体制の整備
- ウ KIZにおけるコンサルタントが継続的に育成される仕組みの構築
- エ KIZにおけるカイゼン活動の関心を高める仕組みの構築
- オ インテリムレポートおよびプログ्रेसレポートの作成
- カ 包括的マスタープラン案の作成

<技術移転>

- キ コンサルタントの育成
- ク カイゼン活動の情報発信

- ケ 国内外における品質・生産性向上に関する連携
- <ファイナル・レポートの作成>
- コ ドラフト・ファイナルレポートの作成
- サ ファイナルレポートの作成

#### 7 成果品等

- (1) インセプションレポート：2014年2月中旬
- (2) プログレスレポート（その1）：2014年8月上旬
- (3) インテリムレポート：2015年1月上旬
- (4) プログレスレポート（その2）：2015年7月上旬
- (5) ドラフト・ファイナルレポート：2015年11月下旬
- (6) ファイナルレポート：2016年1月上旬

#### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/組織構築（評価対象予定者）
- (2) 品質・生産性向上1（評価対象予定者）
- (3) 品質・生産性向上2
- (4) 品質・生産性向上3
- (5) 業務調整/情報発信・トレーニング管理

#### 9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定
- (2) 2013年3月に詳細計画策定調査実施済

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。